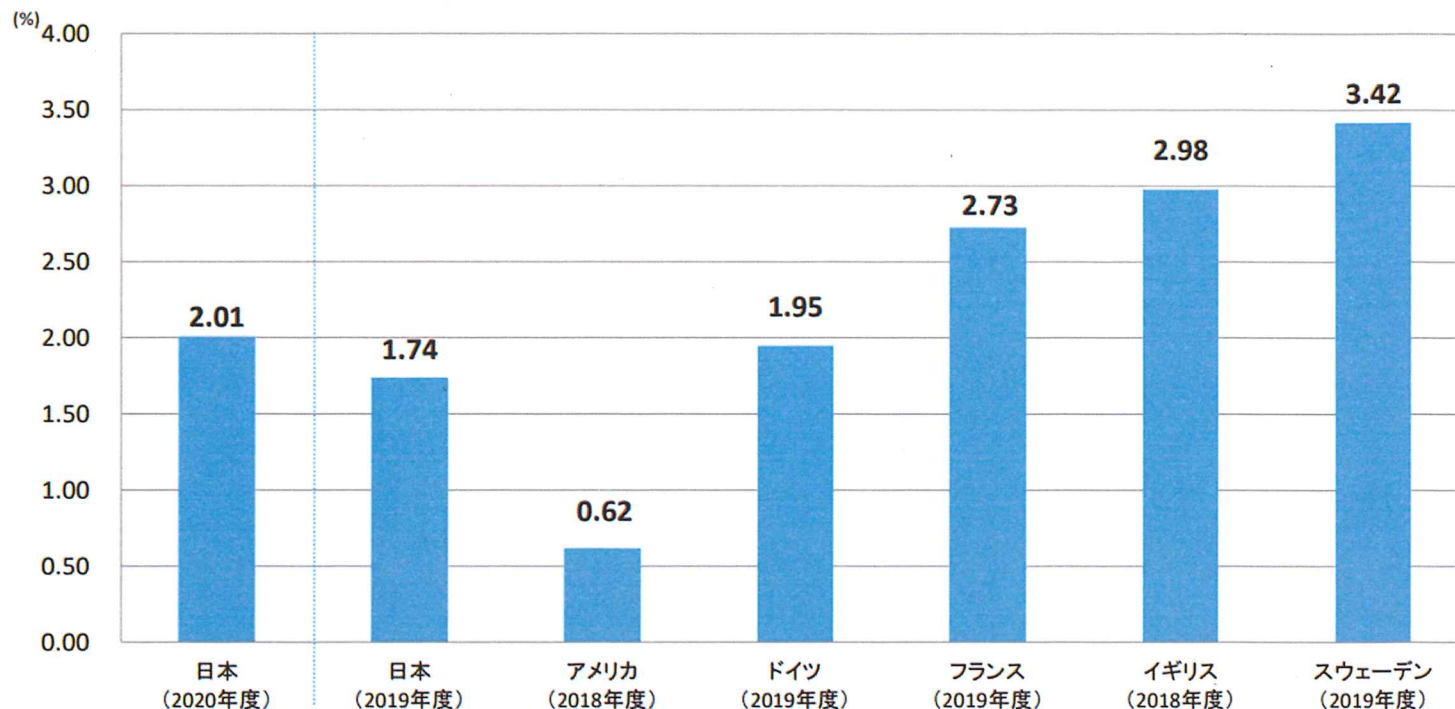


## 家族関係社会支出の国際比較（対GDP比）



※資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」(2020年度)

注1. 家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付(サービス)を計上(決算額ベース)。

注2. 計上されている給付のうち、主なものは以下のとおり(国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」巻末参考資料より抜粋)。

- |            |                                   |             |                          |
|------------|-----------------------------------|-------------|--------------------------|
| ・児童手当      | ……………現金給付、地域子ども・子育て支援事業費          | ・雇用保険       | ……………育児休業給付、介護休業給付等      |
| ・社会福祉      | ……………特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付費、保育対策費等 | ・生活保護       | ……………出産扶助、教育扶助           |
| ・協会健保、組合健保 | ……………出産手当金、出産手当附加金                | ・就学援助、就学前教育 | ……………初等中等教育等振興費、私立学校振興費等 |
| ・各種共済組合    | ……………出産手当金、育児休業手当金等               |             |                          |

3. 諸外国の社会支出は、2022年6月23日時点の暫定値。

※日本においては、2019年10月から、幼児教育・保育の無償化(平年度で約8,900億円)を実施。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業(子育て世帯臨時特別給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金等)などの影響がある。

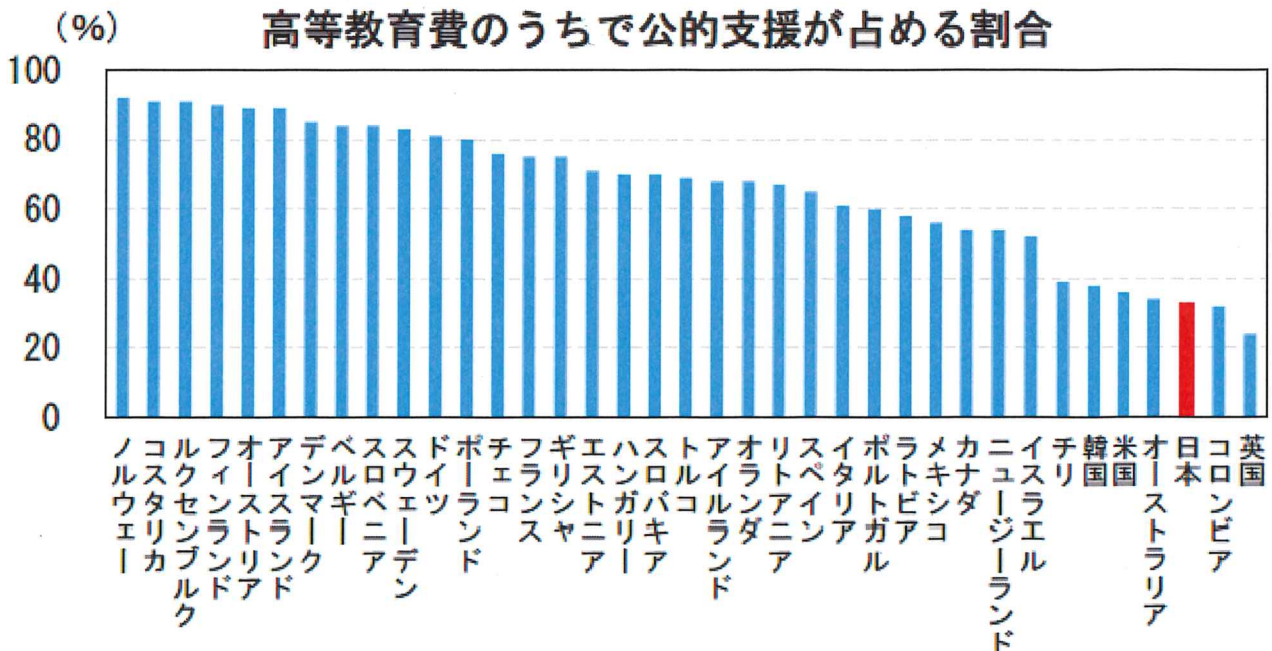
※参考：各国の国民負担率(対国民所得比)は、日本(2022年度)46.5%、アメリカ(2019年)32.4%、ドイツ(2019年)54.9%、フランス(2019年)67.1%、イギリス(2019年)46.5%、スウェーデン(2019年)56.4%。(出典：財務省「国民負担率の国際比較」)

## 家族関係社会支出・経済的負担に対する支援

2023年1月24日  
 経済財政諮問会議資料より

### 先進国における出生率など

	出生率	家族関係社会支出 (GDP比)	住宅手当 (GDP比)	高等教育費全体に占める公的支援の割合	男女の家事時間倍率
フランス	1.79	2.88	0.69	75	1.7
デンマーク	1.72	3.41	0.72	85	1.3
スウェーデン	1.67	3.40	0.32	83	1.3
英国	1.56	3.23	1.38	24	1.8
ドイツ	1.53	2.33	0.73	81	1.6
<b>日本</b>	<b>1.30</b>	<b>2.01</b>	—	<b>33</b>	<b>5.5</b>

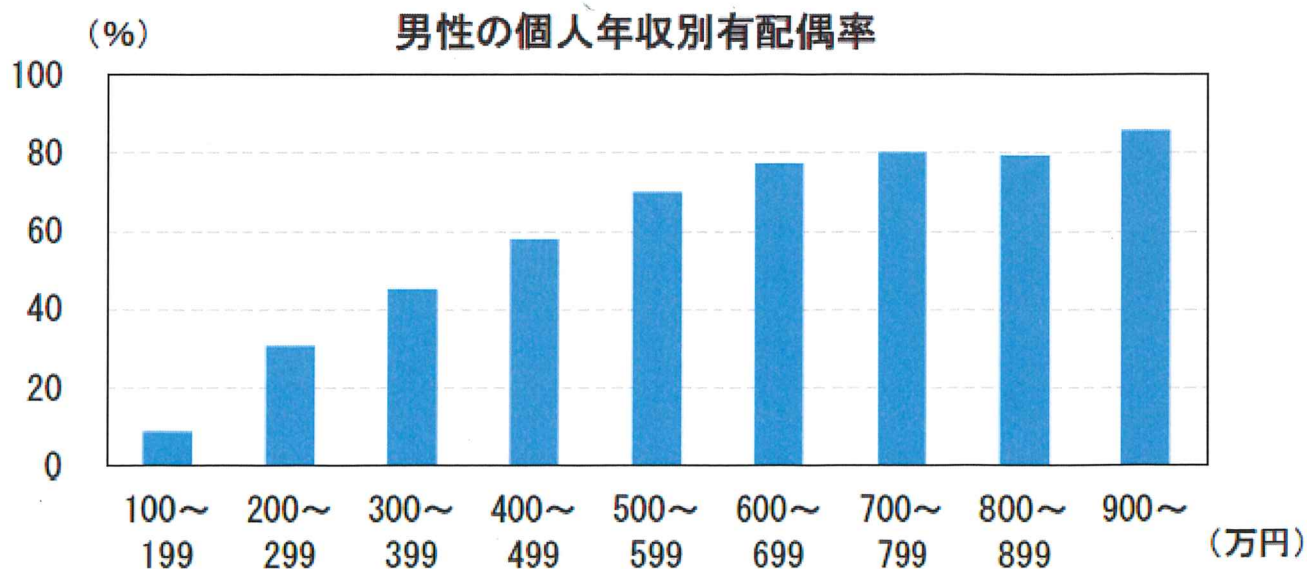
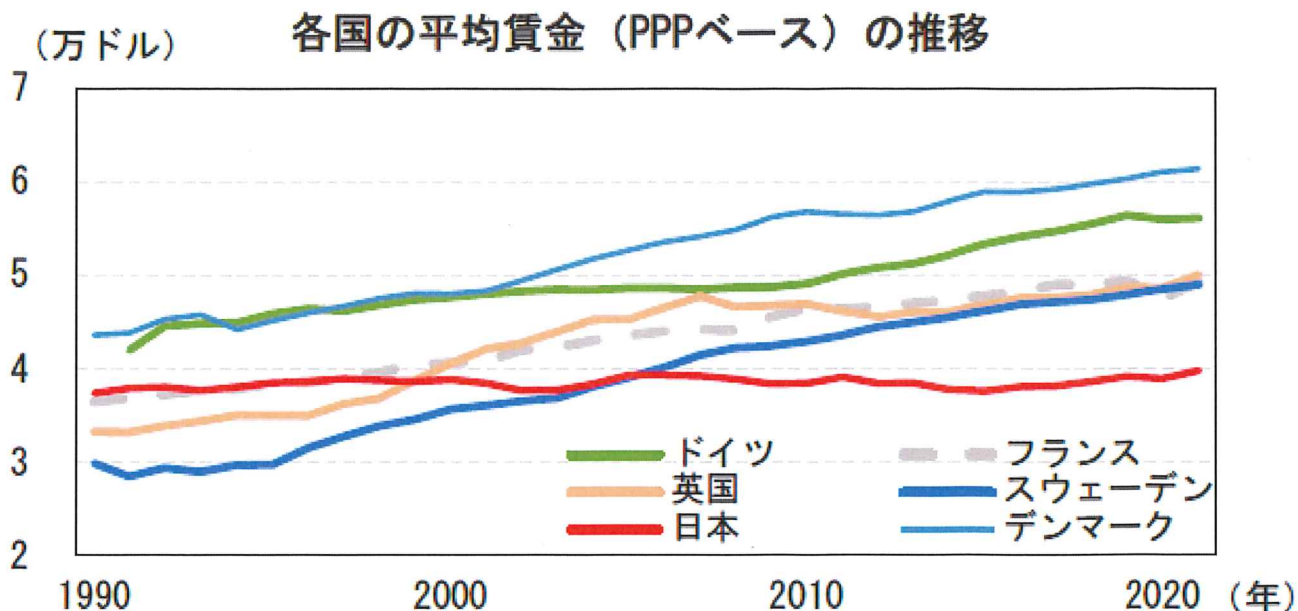


(備考) UN Population Division Data Portal, OECD.stat, 国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」により作成。出生率は2021年。家族関係社会支出は家族を支援するために支出される現物給付及び現金給付を計上したものであり、国の補助事業の地方負担分や地方単独事業分を含む、日本が2020年(10.8兆円)、他は2017年の数値。住宅手当は直近年の数値であり、生活困窮者支援のものを除くベース。高等教育は2019年の数値であり、日本は修学支援新制度の導入(2020年度)前の数値であることに留意が必要。男女の家事時間及び公営住宅は直近年の数値。



## 若年世代の所得状況

2023年1月24日  
 経済財政諮問会議資料より



(備考)上の図: OECD.stat により作成 (PPP ベース、2021年価格で実質化)。

下の図: 内閣府「少子化社会対策に関する意識調査」(2019年3月実施)、総務省「就業構造基本調査」、労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③—平成29年版「就業構造基本調査」より—」により作成

## (1)立入検査結果 ②

### (評価結果)

○ 評価結果をみると、B評価（おおむね所要の管理体制が整備されている）以上は2割程度にとどまっており、残り8割程度は管理体制に不十分な部分が認められた。

⇒ 多数の市区町村において、管理体制が不十分である状況の中、引き続き、特定個人情報の適正な取扱いの確保に向け、立入検査を継続していく必要。

### ▽ 評価結果

評価	不備事項数	比率(先数)	
A (十分な管理体制が整備されている)	0	4% (7先)	2割程度
B (おおむね所要の管理体制が整備されている)	1~2	19% (32先)	
C (問題点が認められ、管理体制も一部不十分)	3~4	32% (54先)	8割程度
D (問題点が認められ、管理体制は不十分)	5~6	25% (42先)	
E (重大な問題点が認められ、管理体制は極めて不十分)	7以上	21% (35先)	

※検査は12項目であり、その中で不備事項数により評価。

## (1)立入検査結果 ③

### (項目別検査結果)

○ 不備事項ありとする検査先の比率をみると、委託関係やシステム関係といった漏えい等事案の直接的な要因となり得る項目において相当程度高い（3~7割程度）ほか、研修、監査、ログの分析の対応状況が芳しくなく、基本的な規程、組織、漏えい時対応といった体制整備でも不十分な検査先が目立っている。

⇒ すべての検査項目について底上げを図りつつ、研修、監査、委託及び再委託、ログの分析等の個別項目について重点的に改善を図る必要。

### ▽ 項目別検査結果 (※)

検査項目		不備事項なし	不備事項あり
事務	規程の整備状況	87% (148先)	13% (22先)
	組織体制の整備状況	66% (112先)	34% (58先)
	漏えい時等の対応体制	72% (123先)	28% (47先)
	研修	21% (35先)	79% (135先)
	監査	46% (78先)	54% (92先)
	委託及び再委託	42% (72先)	58% (98先)
	保管及び廃棄(書類)	71% (120先)	29% (50先)
システム	インターネット分離の対応状況	100% (170先)	0% (0先)
	電子媒体の管理及び使用	75% (127先)	25% (43先)
	アカウント及びアクセス権の管理	69% (95先)	31% (42先)
	端末及びサーバの管理	60% (82先)	40% (55先)
ログの分析等	27% (37先)	73% (100先)	

※ 市区町村(政令市を除く)を対象とした立入検査先数は、平成29年度から令和4年度(第一四半期まで)の間で170先。ただし、「項目別検査結果」の「検査項目」のうち、「アカウント及びアクセス権の管理」、「端末及びサーバの管理」及び「ログの分析等」については、平成30年度第三四半期から追加された項目であるため、検査先数は137先となる。